

昭和五十三年七月十一日受領  
答 弁 第 五 八 号

(質問の 五八)

内閣衆質八四第五八号

昭和五十三年七月十一日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員柴田睦夫君提出大多喜天然瓦斯株式会社のガス料金値上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柴田睦夫君提出大多喜天然瓦斯株式会社のガス料金値上げに関する質問  
に対する答弁書

一について

関東天然瓦斯開発株式会社（以下「関東天然瓦斯」という。）が大多喜天然瓦斯株式会社（以下「大多喜天然瓦斯」という。）に対してガスを供給する場合のガスの料金その他の供給条件の認可申請については、大多喜天然瓦斯の供給するガスの原価に与える影響、関東天然瓦斯の諸経費の増加の状況、大多喜天然瓦斯の原料の安定的かつ効率的な確保の必要性等につき慎重に検討の上当該申請に係る供給条件を認可したものである。

なお、今回の関東天然瓦斯の料金の値上げは、大多喜天然瓦斯の供給するガスの原価にある程度の影響を与えるものと考えていた。

認可した料金は、八千代地区及び市原・千葉地区については一立方メートル当たり三十三円、茂原地区については一立方メートル当たり二十三円であり、認可したその他の供給条件の事項は、ガスの種類及び熱量、供給量、供給期間等である。

二について

1 原料費は、原料であるガスの料金及び購入量により決定されるので、原料費の算定に当たっては購入量の見積りの妥当性について判断する必要がある、このような観点から適正な見積原価を算定することとなる。

2 関東天然瓦斯のガスの料金については、既に十分審査の上認可したところであり、改めて事情を聴取することは予定していない。

3 御指摘のような大口需要家に対する特別供給条件は、現状においては、個別に設定することが適当であり、このような特別供給条件で大口需要家にガスを供給することは、一般ガス

事業者の設備の効率的使用に寄与し、原価の引下げに資するものであるので、ガス事業法第  
二十条ただし書の規定に基づき認可したものである。

4 特別供給条件については、負荷率、作業時間、最低責任使用量率等を勘案して認可するこ  
ととしているが、日立製作所茂原工場に対する特別供給条件については、これらからみて妥  
当と認められるので認可したものである。

5 大多喜天然瓦斯に関する御指摘の点については、既に改善されたものと聞いているが、今  
後とも必要に応じ所要の指導をしてみたい。

右答弁する。